



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

令和3年2月1日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

アルフレッサ株式会社 東京都千代田区内神田1-1-2-1
株式会社スズケン 愛知県名古屋市東区東片端町8番地
東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢5-2-1

2. 指名停止措置期間

令和3年2月1日 ～ 令和3年5月31日 (4カ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件に関し、上記3社並びに3社の役員等7名について、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、刑事処分を求めて検事総長に告発した。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

082-511-6063 (直通)：平日・昼間

総務部 契約課長

山根 孝幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

佐々木 一 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

契約管理官

新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

尾久保 裕亮 (内線132)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

加藤 浩士 (内線2117)

企画部 環境調整官

後藤 寿久 (内線3114)